

年間医療費のお知らせ よくあるご質問

Q1	医療費控除とは何か							
A1	<p>医療費控除とは、1年間（1月～12月）に支払った医療費などの合計額から医療費の戻り（※1）や生命保険から支給される医療保険金等を差し引いた金額が10万円（※2）を超えるとき、申告をすると税金の一部が戻ってくる制度です。あなたに扶養家族がいる場合は、その分も含めて申告することができます。また、過去5年間まで申告することができます。</p> <p>※1 医療費の戻りとは、高額療養費などの法定給付とそれに上乗せして支給する健保組合等の付加給付のことをいいます。（農団健保では、1か月あたり自己負担が2万円を超えた額を支給しています）</p> <p>※2 その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額の5%</p>							
Q2	何税から控除されますか、また、計算方法を知りたい							
A2	<p>「所得税」と「住民税」から控除されます。計算方法は下記のとおりです。なお、計算方法等に関するご質問は、お近くの税務署などにお問い合わせください。</p> <p>【計算方法】</p> <div style="text-align: center;"><table border="1" style="margin: auto;"><tr><td style="padding: 5px;">その年中に 支払った医療費</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="padding: 5px;">医療費の戻り (高額療養費などの 法定給付と付加給付)</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="padding: 5px;">生命保険などから 支給される医療保険金等</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="padding: 5px;">10万円</td></tr></table></div> <p>=医療費控除額（最高200万円）</p> <p>※その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額の5%</p>	その年中に 支払った医療費	—	医療費の戻り (高額療養費などの 法定給付と付加給付)	—	生命保険などから 支給される医療保険金等	—	10万円
その年中に 支払った医療費	—	医療費の戻り (高額療養費などの 法定給付と付加給付)	—	生命保険などから 支給される医療保険金等	—	10万円		
Q3	「年間医療費のお知らせ」を発行する前に令和4年中に支払った医療費の合計額を知りたい							
A3	<p>PepUpにご登録いただいている方は確認できます。アプリ内「医療費」より、ご確認ください。なお、令和4年12月分が反映されるのは3月下旬です。</p>							
Q4	いつ頃発行されるか							
A4	<p>1月31日までにお申し込んだ分は、2月初旬頃、それ以降にお申し込みいただいた分は1～2週間程度で発行いたします。</p>							
Q5	なぜ1月～11月までなのか。12月分も発行したい							
A5	<p>あなた（または家族）が令和4年12月に医療機関等を受診した分につきましては、処理の都合上、令和5年3月頃に当組合のシステムに反映されるため、それ以降であれば令和4年1月～12月分までの「年間医療費のお知らせ」（紙媒体）が発行されます。なお、12月分がPepUpに反映されるのは令和5年3月下旬です。</p>							